

前回定例会（平成 24 年 4 月 11 日）以降の行政の動き

平成 24 年 5 月 9 日  
新潟県原子力安全対策課

1. 安全協定に基づく状況確認等

- 月例状況確認〔県、柏崎市、刈羽村〕（4月11日）  
〔主な確認内容〕
  - ・ 2号機タービン建屋けが人発生現場の状況及び対策
  - ・ 66kV、154kV 開閉所けが人発生現場の状況及び対策
  - ・ 津波対策の進捗状況（1号機ベント用圧力抑制室出口隔離弁、防潮堤）

2. 福島県原子力災害を踏まえた対応

(1) 原子力防災対策

○ 過酷事故時における対策の考え方（事務局暫定案）（4月13日お知らせ済み）

3月29日に開催した第4回新潟県防災会議原子力防災部会における議論を踏まえ、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しに向けた「柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方」（事務局暫定案）を取りまとめました。暫定案のポイントは裏面のとおりです。

なお、資料は原子力安全対策課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1333918904078.html>

(2) 放射線・放射能の監視

県が実施している主な放射線・放射能の調査を次表に示しました。調査結果については、県のホームページ等で随時、お知らせしています。

県が実施している主な放射線・放射能の調査（5月8日現在）

	項目等	概要
放射線の調査	モニタリングポスト	柏崎刈羽の 11 箇所に加え、県内 6 箇所に可搬型のポストを設置して常時監視しています。また、3月30日から、国や県では新たに 17 箇所にポストを設置して測定を開始しています。＜放射能対策課等＞
	サーベイメータ	市町村に放射線測定器を貸出し、学校等での空間放射線量の測定を支援しています。＜放射能対策課＞

	項目等	概要
放射能の調査	河川水・水道水	県内の河川水・水道水を定期的に測定しています。 ＜生活衛生課＞
	食品（流通食品）	県内産、県外産の流通食品（野菜・食肉・魚介類等）を定期的に測定しています。＜生活衛生課＞
	牛肉（県内産）	県内産牛肉について、出荷に先立ち全頭検査を実施しています。＜畜産課＞
	汚泥（下水道等）	下水道で発生する汚泥等、放射性物質が集まりやすいものの調査を実施しています。＜下水道課等＞
その他	その他、状況に応じて、放射線・放射能の調査、原因調査等を随時実施しています。＜放射能対策課等＞	

＜ ＞担当課

- ・環境放射線テレメータシステム〔放射線量のリアルタイムデータ〕  
（パソコン用）<http://www.k4.dion.ne.jp/~ngtl-rad>  
（モバイル用）<http://www.k4.dion.ne.jp/~ngtl-rad/i/>
- ・放射線放射能データベース〔食品等の放射能や、学校等の放射線量の検索〕  
（パソコン用）<http://houshakensaku.pref.niigata.lg.jp>  
（モバイル用）<http://houshakensaku.pref.niigata.lg.jp/m/>
- ・国や県が県内17箇所にモニタリングポスト〔文部科学省HP〕  
（パソコン用）<http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/>

## ○ ホールボディカウンタを用いた放射性物質の測定について（4月19日お知らせ済み）

5月1日からホールボディカウンタによる体内の放射性物質の測定を開始しました。測定は事前申し込み制となっています。＜担当：医務薬事課＞

- ・対象核種 セシウム134、セシウム137
- ・検査対象 検査を希望する4歳以上の方
- ・検査料金 6,500円（年齢等による料金の減免有）

### 新潟県放射線検査室へのアクセス



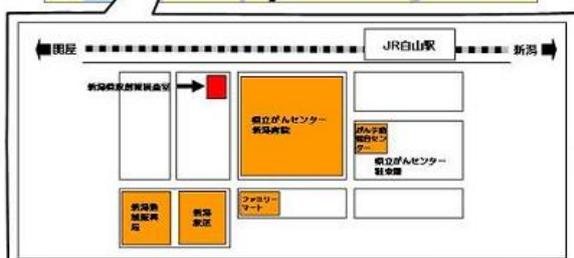
#### 新潟県放射線検査室

（県立がんセンター新潟病院となり）

・住所：新潟市中央区川岸町3-17-38

・電話：025-231-6115

※ お車でお越しの場合は県立がんセンター新潟病院の駐車場をご利用ください。



外観写真



### 3. その他

○4月13日：報道発表〔大飯原発再稼働の四大臣判断に係る知事コメント〕

政府は、本日開催された原子力発電所に関する四大臣会合の結果、大飯原子力発電所の安全性と再稼働の必要性について確認し、地元をはじめとする国民の理解をお願いするプロセスに入りたい旨、表明しました。

そもそも福島第一原子力発電所事故の検証が終わっていない段階で、なぜ、原子力発電所の安全性について判断ができるのか疑問を感じます。例えば、福島第一原子力発電所事故では、冷却判断の遅れが1号機水素爆発の大きな原因の一つとなっている可能性が高く、ホウ酸水や海水の注入を誰がどのように何時決定したのかといった点など意思決定過程を明らかにした上で、問題点を修正する必要があります。設備面の対策だけでは不十分であると考えています。

いずれにせよ、福島事故の検証なしに、拙速な手順で再稼働の手続きを進めることには大きな不安を覚えます。

**「柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方」  
(事務局暫定案) のポイント**

**1 原子力防災対策エリアを県内全域まで拡大**

① 即時避難区域 (概ね半径 5 km)	特定事象の発生時に、直ちに即時避難区域 (PAZ) から概ね半径 30 km 圏外へ避難
② 避難準備区域 (概ね半径 30km)	緊急時モニタリング結果等から必要な場合は、概ね半径 30 km 圏外へ避難
③ 屋内退避計画地域 (概ね半径 50 km)	必要に応じて、屋内退避や、安定ヨウ素剤の服用を実施
④ 放射線量監視地域 (県内全域)	安定ヨウ素剤の備蓄計画を事前策定し、広域的な環境放射線モニタリングを実施

**2 知事、市町村長による避難指示 ※**

広域避難を想定した知事による避難調整・避難指示のほか、緊急的に必要がある場合には、知事の避難指示を待たずに、市町村長が避難指示を行う。

**3 受入市町村の事前調整と避難者のケア**

- 避難する市町村と受け入れる市町村のマッチングは、あらかじめ県が調整。
- 避難者のケアは、初動期、受入市町村が避難対象市町村等と協力して実施し、一定期間経過後、避難対象市町村に引継ぎ。

**4 避難対応における実測と予測的手法の併用 ※**

避難準備区域内の避難対応については、モニタリング結果のほか、発電所の状況、より発電所に近い地域での線量、風向等を考慮し、予測的手法も併用

**5 県外避難の検討 ※**

県内での避難が困難となる場合も想定し、近隣県への避難についても検討

**6 平常時における住民向けの情報周知と情報共有体制の整備 ※**

- 県及び市町村は、過酷事故時に適切に行動できるよう、平常時から、原子力防災に関する知識の普及に努める。
- 県、市町村、国及び関係機関は、円滑に避難等の対応を実施できるよう、情報共有体制を整備

※…第4回原子力防災部会の議論を踏まえて追加した点